

8 木危第 3 2 号
令和 8 年 4 月 1 日

自主防災組織等代表者 各位

木津川市危機管理課

令和 8 年度自主防災組織等活動助成金交付事業について

陽春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本市では防災事業に取り組む自主防災組織の啓発活動を援助し、活動の促進を図るため、自主防災組織等活動助成金交付事業を実施しております。

つきましては、別添「送付資料」のとおり書類を送付いたしますので、令和 8 年度に標記助成金を用いて事業を実施される組織におかれましては、別添「令和 8 年度自主防災組織等活動助成金交付申請書」(別記様式第 1 号)を 5 月 1 5 日(金)までに提出(FAX 不可、メール可)してください。なお、申請書の氏名が自署でない場合は、押印していただきますようお願いいたします。

※ 令和 8 年度自主防災組織連絡会につきましては、5 月 1 5 日(金)午後 2 時の開催を予定しております。詳細につきましては、追って、ご連絡いたします。

その他、ご不明な点等があれば、担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

木津川市危機管理課(担当:岩井)

電話:75-1206(直通)

FAX:72-3900

E-mail:kikikanri@city.kizugawa.lg.jp

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

木津川市長 宛て

申請者
組織名
代表者役職名、氏名
代表者住所
代表者電話番号

令和8年度自主防災組織等活動助成金交付申請書

木津川市自主防災組織等活動助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請します。

- 1 助成金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 令和8年度事業計画書
 - (2) 令和8年度予算書
 - (3) その他参考となる資料

(注意事項)

○助成金交付申請額は、令和8年4月1日現在の貴組織の構成世帯数×50円+均等割り20,000円を限度額としております。

○助成金につきましては、実績見合いとなります。

※仮に貴組織の助成上限額が20,000円で実際使用される予定金額が、15,000円の場合は、助成金交付申請額は15,000円となります。

○飲食費につきましては、助成対象外となります。

※防災研修会等で参加者にお弁当などを配布された場合等、助成対象外となります。(貴組織単独経費としての対応となります。)

ただし、会議、訓練等でのお茶については、対象となります。

○経費を用いて受領される領収書は、必ず貴組織名宛でいただいでください。

また、購入された品目や数量等が分かるレシートや納品書等も大切に保管しておいてください。実績報告書の提出の際に必要となります。

訓練時の活動風景や、購入された、物品等については、写真をとって実績報告に添付してください。

○講演会等を実施された場合につきましても、必ず講師の方から領収書を受領してください。【ただし、公的機関への謝礼等は対象外とします。】

令和8年4月〇〇日

木津川市長 宛て

申請者

組織名 **〇〇〇自主防災会**

代表者役職名、氏名 **会長 木津川太郎**

代表者住所 **木津川市木津南垣外110-9**

代表者電話番号 **72-0501**

令和8年度自主防災組織等活動助成金交付申請書

木津川市自主防災組織等活動助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請します。

- 1 助成金交付申請額 **22,500 円**
（例、令和8年4月1日現在、地区の世帯数50世帯×50+1団体、20,000円）
- 2 添付書類
 - （1）令和8年度事業計画書
 - （2）令和8年度予算書
 - （3）その他参考となる資料

木津川市自主防災組織等活動助成金について

この助成金は、自主防災組織が行う防災活動に必要な備品の整備・訓練の実施等の事業に対して助成金の交付を行います。

助成対象組織

- ① 年間を通じて防災活動を行う自主防災組織
- ② おおむね10歳から15歳までを対象に、防火思想の普及徹底を図る目的で結成された少年消防クラブ
- ③ 9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象に、幼年期における防火のしつけ及び防火思想の教育等を図る目的で結成された幼年消防クラブ
- ④ 自主的な防災活動を行う災害ボランティア組織

注 ①～④のいずれの組織についても規約・役員体制を定めていることが条件となります

助成金

- ① 自主防災組織 均等割部分20,000円に世帯割部分50円(当該組織1世帯当たり)に当該年度の4月1日現在の組織を構成する世帯数を乗じて得た額を合算した額を限度として助成金を交付します。

(例) A自主防災会 3月末日現在世帯数50世帯の場合

$$20,000円 + (50世帯 \times 50円) = 22,500円 \text{ (助成金限度額)}$$

世帯数については、行政単位

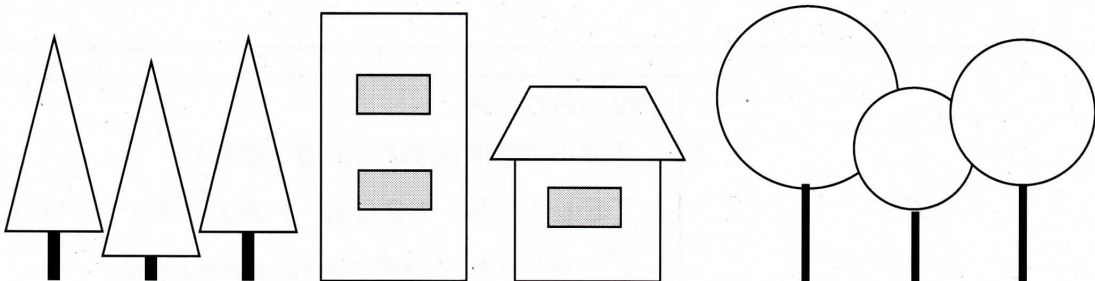
(例) 上粕1→80世帯 上粕2→50世帯 $80 + 50 = 130$ 世帯

1丁目50世帯、3丁目80世帯 $50 + 80 = 130$ 世帯

と書いてください。

※ 事業費が限度額に満たない場合は、事業費の額となります。

- ② 少年消防クラブ・幼年消防クラブ・災害ボランティア組織は20,000円を限度として助成金を交付します。

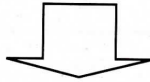


令和8年度助成金交付スケジュール

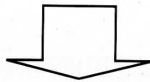
① 自主防災組織等活動助成金交付申請書（別記様式第1号）を危機管理課へ提出してください。（5月15日まで）

※ 交付決定を受けるまでに、対象事業で資機材購入等予算の執行は行わないでください。

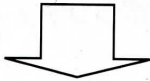
※ ただし、交付決定を受けるまでに対象事業をされる場合は、危機管理課までご相談ください。



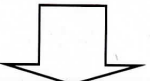
② 市より、自主防災組織等活動助成金交付決定通知書（別記様式第2号）を各組織の代表者様宛に送付いたします。



③ 各組織におかれては、申請された事業を実施してください。



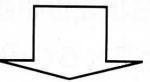
④ 市より、自主防災組織等活動助成金実績報告書の提出依頼文書を各組織の代表者様宛に送付いたします。（12月中旬）



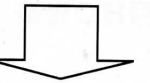
⑤ 事業を完了されたら、自主防災組織等活動助成金実績報告書（別記様式第3号）を危機管理課へ提出してください。（2月末まで）

※ 事業報告は、活動人数を記載してください。

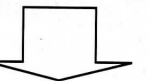
※ 決算書又は提出日現在の決算見込書、領収書、納品書の写し、購入した備品等の写真を添付してください。



⑥ 市より、自主防災組織等活動助成金交付額確定通知書（別記様式第2号）を各組織の代表者様宛に送付いたします。（実績報告書提出後、順次）



⑦ 自主防災組織等活動助成金交付請求書（別記様式第4号）を提出してください。



⑧ 市より、各組織の指定口座に助成金をお振込みいたします。（交付請求書提出後、順次）

お問い合わせ先

木津川市危機管理課（担当：岩井）

TEL：75-1206 FAX：72-3900

E-mail：kikikanri@city.kizugawa.lg.jp

木津川市自主防災組織等活動助成金の助成対象事業について

1 防災活動事業

助成対象例

番号	
1	防災活動運営に係る経費（紙代等・チラシ印刷代・会議の飲料費等）
2	防災活動に係る資機材借上等経費（研修の際のバス借上・会場使用料・資器材レンタル費等）
3	防災活動に係る消耗材購入に係る経費（訓練に際し使用する燃料代・炊き出し材料費等・防災倉庫等周辺の除草に必要な資器材等）
4	防災活動に係る講師派遣に要する経費（ただし、公的機関への謝礼等は対象外とします。）

※ 市バスの運行については、各組織年1回使用していただけます。

2 防災資器材整備事業

対象用品対象例

番号	品名	番号	品名	番号	品名
1	ヘルメット	16	投光機	31	災害用大型ケトル
2	非常用メガホン	17	投光機用三脚	32	消火バケツ
3	ラジオ付LEDライト	18	コードリール	33	防災頭巾・ジャンパー
4	誘導灯	19	ガソリン携行缶	34	防火用シート
5	土のう袋	20	救急セット	35	消火器（詰替含む）
6	折畳式リヤカー	21	非常用持出袋	36	救命胴衣
7	救出活動工具セット	22	防塵マスク	37	安全靴
8	平バール	23	ゴーグル	38	ホイッスル
9	スコップ	24	給水袋・タンク	39	簡易・携帯トイレ
10	ノコギリ	25	ポリ折畳水入	40	段ボールベット
11	ロープ	26	三角巾	41	毛布
12	担架	27	カセットコンロ	42	テント
13	二連はしご	28	カセットボンベ	43	寝袋
14	救助に必要な資器材	29	軍手・手袋	44	ブルーシート
15	小型発電機	30	腕章・ベスト	45	家具転倒防止器具
16	蓄電池	31	炊き出し資器材	46	備蓄食糧

※ 感染症対策物品（マスク、アルコール消毒液等）を含む。

改正

平成29年6月30日告示第117号

平成30年11月13日告示第118号

木津川市自主防災組織等活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、消防防災事業に取り組む自主防災組織及び少年消防クラブ等（以下「自主防災組織等」という。）の防災知識の啓発活動等を援助し、災害発生の際にその機能を十分に発揮できるよう自主防災組織等の活動の促進を図るため、予算の範囲内において助成金を交付することとし、その助成金については、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(助成金交付対象組織)

第2条 助成金交付の対象となる組織は、次の各号のいずれかに該当する組織とする。

(1) 自主防災組織

地区（行政区）等を単位とした、自主的な防災活動を行うことにより、火災、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする組織

(2) 少年消防クラブ

おおむね10歳から15歳までを対象に、防火思想の普及徹底を図る目的で結成された組織

(3) 幼年消防クラブ

9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象に、幼年期における防火のしつけ及び防火思想の教育等を図る目的で結成された組織

(4) 前3号に準じた活動を行うことを目的とする組織

(助成金交付要件)

第3条 自主防災組織等は、次に掲げる要件を具備しているものとし、市長は、その活動内容等に基づき助成金を交付する。

(1) 規約及び役員体制を定めていること。

(2) 火災や災害に関する防災活動に必要な事業を、年間を通して実施していること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、自主防災組織等の事業計画書及び予算書に基づき、一つの組織当たり別表に定める額を限度として、市長が定める額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 規則第4条に規定する申請書は、自主防災組織等活動助成金交付申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

（交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、自主防災組織等活動助成金（交付決定・交付額確定）通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

（実績報告）

第7条 規則第13条に規定する補助事業等完了実績報告書は、自主防災組織等活動助成金実績報告書（別記様式第3号）により行うものとする。

（助成金の額の確定通知）

第8条 規則第14条の規定による通知は、自主防災組織等活動助成金（交付決定・交付額確定）通知書により行うものとする。

（請求手続）

第9条 前条の規定により助成金の交付額の確定を受けた者は、自主防災組織等活動助成金交付請求書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年3月12日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の山城町自主防災組織等活動助成金交付要綱（平成15年山城町告示第24号。以下「合併前の告示」という。）の規定により交付の決定を受けた補助金については、なお合併前の告示の例による。

3 施行日の前日までに、合併前の告示の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた決定、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成29年6月30日告示第117号）

（施行期日）

1 この告示中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の第1条の規定は、平成30年度以後の年度分の助成金について適用し、平成29年度分までの助成金については、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正後の第2条の規定は、平成31年度以後の年度分の助成金について適用し、平成30年度分までの助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月13日告示第118号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

（単価：円）

対象組織	均等割	世帯割（1世帯当たり）
第2条第1号に規定する組織	20,000	50
第2条第2号、第3号又は第4号に規定する組織	20,000	—

（注）助成金の額の算定に用いる世帯数は、毎年4月1日現在における当該組織の構成世帯数とする。